

非難とゆるし：非難の関係性説に基づくゆるしの理論の探求

著者	佐々木 拓
著者別表示	Sasaki Taku
雑誌名	哲学・人間学論叢
号	12
ページ	1-20
発行年	2021-03-31
URL	http://doi.org/10.24517/00061924



非難とゆるし：

非難の関係性説に基づくゆるしの理論の探求

佐々木 拓

はじめに

本論文は、非難の哲学・倫理学をゆるしの哲学・倫理学へと接続するための試論である。「ゆるし(forgiveness)」¹を不正な行為への対応のひとつと捉えるなら、ゆるしと非難との間には密接な関係があるように思われる。実際のところ、双方は「怒り(resentment)」を中心的な特徴として共有しており、その点では非難についての考察はゆるしの考察の一部とみなすこともできよう。とはいえ、非難の哲学・倫理学の議論が比較的新しいこともあってか、両者の関係を扱う議論は少ないように見うけられる。しかしながら、ゆるしの主要なはたらきが不正に対する怒りを収めることにあるとするなら、その怒りの正当性を議論する非難の哲学・倫理学の見解はゆるしの理解を深めるために必要であろう。さらには、T・スキャンロンや A・スミスが擁護する新しい非難の捉え方、すなわち関係性に基づく非難に着目するなら、ゆるしの概念や実践をこの種の非難への応答として捉え直すことで、ゆるしの哲学・倫理学における理論的發展の可能性が見出されるかもしれない。

そこで本論文では、非難の哲学・倫理学においても一定の影響をみせているパメラ・ヒエロニーミの論文「妥協なきゆるしを明示化する」(Hieronymi 2001)の検討を通じて、真正なゆるしの条件と、ゆるしの理論が備えるべき特徴とを確認するとともに、それらの論点に非難の関係性説がどのように応じることができるのかを示す。本論の流れは以下の通りである。まず第1節では、ゆるしの哲学・倫理学についての概観を述べるとともに、簡単にではあるが、ヒエロニーミの理論をそのなかに位置づける。続く第2節では、彼女の理論を確認した上でゆるしの哲学の論点を抽出する。最後に第3節において非難の関係性説の観点からどのようにゆるしが捉えられるかを論じる。

1. ゆるしの哲学におけるヒエロニーミ理論の位置づけ

1.1. ゆるしの哲学の概略と理論の分類

ゆるしについての哲学的な考察および議論は、哲学の歴史とほぼ同じだけの長さをもって言うて過言ではないだろう。ゆるしが私たちの道徳的・宗教実践に根差す深さを考えるなら、ゆるしとはどのようなもので、またどのようにあるべきかという問いがいかにかに細く

長く連綿と議論され続けてきたかに気づく。ヒューズとウォームケは、ゆるしをめぐる中心的な問いとして、「(1)ゆるしの本性は何か—ゆるすために人は何をしなければならないか、(2)ゆるす資格のある人は誰か—人はいつ不正をなした人をゆるす立場にあるのか、(3)ゆるしを支配する規範は何か—ゆるしが道徳的に善く、正しく、そして称賛に値するのはいつか」の3つを挙げている(Hughes and Warmke 2017)。本論文では、(1)についてゆるしの条件を問う理論をゆるしの哲学の、そしてゆるしの正当化条件を問う(2)、(3)を扱う理論をゆるしの倫理学の理論として考える。当然のことながら、(1)への答えが(2)、(3)を包含する理論はありうるが、とりわけゆるしの理論を非難の関係性説に基礎づける場合には、これらの3つの問いへの解答は分離しうる。

ゆるしの哲学理論が一般的に「ゆるし」と呼ばれる現象、実践を捉えるのではなく、「道徳的に正当なゆるし」の条件を問うものだとするのなら、その理論は同時にゆるしの倫理学理論でもありうる(cf. Hieronymi 2001: 530)。そして、従来理論の多くと同様、次節で扱うヒエロニーミのそれも(1)と(3)への答えを兼ね合わせていると解することができる。また、今回扱う論文では彼女はゆるしの倫理学の問題について詳しく検討していないこともあり、本論文では非難の哲学理論としての関係性説がゆるしの哲学理論についてどのような示唆を与えるかという点に問題を絞ることにする。

さて、ヒエロニーミの理論を紹介する前に、従来理論の分類において彼女の理論がどのような立ち位置にあるかを確認しておくことは理論の概略を捉える上で有益であろう。「一般的には、ゆるしは不正をなした人に対する特定の否定的感情を手放すことに関わると考えられている」が(Hughes and Warmke 2017)、ヒューズとウォームケのサーベイ論文を見る限り、従来のゆるしの理論は「特定の否定的感情」はどのようなものであり、またどのような仕方ですそれを「手放す」かによって種類が区別されている。彼らの分類では、現状では以下のようなゆるしの理論のタイプが存在する。すなわち、(1)感情説、(2)バトラー説、(3)罰差し控え説、(4)多段階説、(5)行為遂行説、(6)多元説である。これらのうち、(5)と(6)は(1)から(4)の(複数の)理論と両立可能であるためひとまず考察から外すこととし、(1)から(4)との関連をおさえておきたい。結論を先に述べるなら、彼女の理論は(1)感情説のうちの「穏当な感情説」に分類される。まずは(1)から(4)の理論の大まかな説明をしよう³。

(1)感情説(Emotion Accounts)とは、「許しは基本的には感情の変化として理解するのが最善である」という立場であり、「あなたが不正をなされた場合、あなたが不正を行った人を許すことは、基本的には、あなたが不正をなされたが故に経験する、関連する否定的感情(怒り、嫌悪、憎しみなど)を克服する(弱める、消去する、もしくは持たないことを誓う)ことに関わる」。この立場は、克服するべき否定的感情の種類によって次の3つの立場に区分される。すなわち、最少感情説(minimal emotionalism)、穏当な感情説(moderate emotionalism)、拡張的感情説(expansive emotionalism)である。

最少感情説は、許すにあたって克服するのに必要なのは、加害者が(自らのしたことの報いとして)苦しむのを見たいという、「敵対的復讐感情」の類のみとする見解であり、こ

の種の感情の代表には悪意が挙げられる。次いで穏当な感情説では、不正をなした人を許すためには敵対的感情の他に、道徳的な怒りの克服が必要とされる。ここで念頭に置かれているのは(反応的)怒り(resentment)とそれに付随する軽蔑やさげすみである。最後に拡張的感情説では、当該の不正な行いについて被害者が抱く否定的感情の全てを克服することが要請される。すなわち、反応的な怒りのほかに、腹立ちとしての怒り(anger)や憎しみ、嫌悪、無関心、失望、悲しみといった感情をも克服しなければ加害者をゆるしたとは言えないことになる。

感情説内部での議論では、感情の扱われ方も問題となる。すなわち、これらの否定的感情は完全に消去されねばならないのか、それとも一定程度弱まればいいのか、もしくは(当該の感情が感じられていても)それをもたないよう努力、決意するだけでいいのかという論点が存在する。

このような感情説に対して、(2)パトラー説(Butlerian Accounts)では、ゆるしには必ずしも怒りの克服が必要ではなく、怒りとゆるしは両立しうることが主張される。この立場は18世紀英国の道徳哲学者J・パトラーの発想に基づくものだが、彼の分析によれば、怒りには将来の不正を抑制する肯定的な側面と、加害者への復讐心へと発展する否定的な側面がある。許しのはたらきは、怒りが復讐へと動機づけられるまでに強くならないよう抑制することであり、抑制された怒りは肯定的側面と両立する。したがって、怒りの克服は許しに必要ではないということになる。

(3)の罰差し控え説(Punishment-forbearance Accounts)もまた、否定的感情の克服を必要条件としない立場である。この立場は、ゆるしと罰との間にある論理的な矛盾に基づいて、罰の差し控えをもってゆるしが成立すると考える。とはいえ、ここでも罰の差し控えが十分条件なのかどうかを巡って議論が存在する。

(4)の多段階説(Multiple-stage Accounts)は、ゆるしを単一の行為・過程とみなすのではなく、複数の段階を含む、複合的な行為とみなす立場である。サーベイ論文で紹介されるハンプトンの考えでは、ゆるしは悪意の放棄や怒りの乗り越えといった、自身の内面の変化という段階と、不正をなした人を「再承認」し、その人に抱いていたこれまでの判断、評価を変更するという段階の、2つを経験したのちに成立するものとされる。

1.2. ヒエロニーミ説の立ち位置

それでは、以上のごく簡単な説明のなかにヒエロニーミの理論を位置づけたい。彼女の理論は感情説のなかの、穏当な感情説に分類されると述べた。それは、第一に、彼女が関連する否定的感情として扱うのが怒りだからである。また、次節で詳述するが、彼女は同情(compassion)や愛と怒りとの両立、そしてゆるしと怒りの非両立を論じる際に、愛や同情と両立しないのは悪意や敵意だとして、怒りと悪意とを区別する(Hieronimi 2001: 539-40)。そして、ゆるしによって捨て去るのは、悪意だけでなく怒りであるとするために、彼女の理論は穏当な感情説とみなされるのである。

加えて、彼女は怒りの本性を「抗議(protest)」と捉える(Hieronymi 2001: 530, 546)。彼女の分析によれば、不正な行為には、被害者はそのような扱いをされてもよいという、被害者の道徳的価値を低める主張(claim)が含まれている。怒りとはこの主張に対する抗議の現れであり、またゆるしとは(典型的には)不正をなした加害者の謝罪を受け入れたうえで、加害者の認識の変化を承認する結果として、この抗議を取り下げることだとされる(Hieronymi 2001: 552)。ここでヒエロニーミは「落胆や悲しみ、不満の感情を伴うようなゆるしの事例については考察しない」と断っており(Hieronymi 2001: 553)、抗議の取り下げによるゆるしにはこれらの感情が本質的に関わっていないことも示唆されている。したがって彼女の理論は拡張的感情説ではないと言える。

感情説のなかでも彼女の理論に特徴的なのは、彼女が自身の理論を「明示化による説明(articulate account)」と呼ぶ点である。「真正なゆるしには判断の修正や見解の変化が伴われなければならない」とする彼女は、「真正なゆるしの説明は〔略〕判断の修正や見解の変化を明示化しなければならない」と主張する(Hieronymi 2001: 530)。「明示化による説明」とは、判断や信念同士の論理的関係を明示することで、ゆるしの実践およびその正当化を説明する考えだと言えよう。詳しくは次節で述べるが、彼女によればゆるしにおける怒りの消去は、真正なゆるしを構成する判断同士の整合性と(明言はないものの)ゆるし手の合理性から生じる。このような判断の修正とそこから合理的に生じる怒りの消去こそがゆるし手が迎えるべき正しいゆるしのあり方だという点で、彼女の説は消去説に該当し、また怒りとゆるしの非両立を主張する点でバトラー説とは異なる。

さらに彼女は、(これについてもまた次節で改めて取り上げるが)D・ノーヴッツの同情に基づくゆるしの説明を批判する際に、同情を「ゆるしの用意(readiness-to-forgive)」としてゆるしと区別すべきだと強調する(Hieronymi 2001: 539-40)。ここで、悪意の放棄に該当する同情と、相手への判断の修正としてのゆるしとを区別している点は多段階説と共通している。とはいえ、同情の段階とゆるしの段階の厳密な区別を主張している点で、彼女の理論は多段階説とみなすべきではないだろう。これは、彼女が自身の立場を明示化による説明だとしていることとも関係している。というのは、ゆるしの用意をゆるしの一部とすることは、ゆるしの過程の明示化を不十分にするだろうからである。また、ここまでの説明から明らかに思われるが、相手への危害を望む敵意や悪意の克服だけではゆるしは不十分だとしている点で、彼女は罰の差し控えをゆるしの十分条件とはしておらず、加えて抗議の表明としての怒りには必ずしも相手に罰を望むことが含まれてはいないため、彼女の理論は罰差し控え説ではないことが言える。

以上がゆるしの哲学におけるヒエロニーミの理論の立ち位置である。彼女の明示化による説明はわれわれの合理性に訴える点でより理解しやすいものであると同時に、他の立場のもつ重要な特徴がしっかりとおさえられている点に魅力がある。次節ではその内容を詳しく見ていきたい。

2. 明示化による説明

2.1. 理論内容

ヒエロニーミによれば、ゆるしとは不正に対する怒りの消去を伴うものであるが、「ゆるし」が真正であるためには、怒りの消去に際して以下の3つの判断のすべてが保持されている必要がある。言い換えるなら、以下の判断のいずれかを変更することによって怒りを消去することは、真正なゆるしではない。

1. 問題の行為は不正であった。それは深刻な侵害(offence)であり、道徳的に注目に値する。
2. 不正をなした人は道徳共同体の正統な一員であり、そのようなことをしないよう期待されている。それゆえに、加害者は責任を問われうる人であり、彼女は気分を害される(being upset)のに値する。
3. あなたは不正を被ったとはいえ、あなたは〔本来〕不正をなされるべきではない。この種の扱いはあなたの人格に対する侵害である。

(Hieronymi 2001: 530) ⁴

まとめるなら、なされた行為が不正であるということ、不正をなした人は責任ある行為者であるということ、そして不正を受けた人は本来そのように扱われることが許される低い道徳的身分ではないこと、という3つの判断の成立がゆるしには必要である。これらのいずれかを欠く実践は、一見ゆるしに見えるものの、ゆるしとは明確に区別される実践であると同時に、それらをゆるしと混同することは道徳的な不正とみなされうる。以下で詳述するが、これらの判断のいずれかを修正することは、なされた行為を許容可能とみなすか、不正をなした人を道徳的に見下すか、自身の道徳的身分を引き下げかのいずれかを認めることとなる。そして、それらは心理的に、もしくは道徳的に有害でありうるために、避けるべき事柄である。われわれが間違いや不正を免れない、不完全な道徳的（理性的）行為者である以上、ゆるしに際して不正の事実を認識することと、互いの道徳的地位を対等に保つことは、われわれが自身の道徳的生活を適切に送るために妥当な条件のように思われる。それゆえに、ゆるしに際してわれわれは3つの判断について妥協してはならない(Hieronymi 2001: 531)。

これら3つの判断のいずれかを放棄することで怒りを収めることは比較的用意かもしれない。しかし、すべてを保持したまま怒りを手放すのは困難である。というのは、これら3つの判断はわれわれがなされた不正に対して怒る、心理的かつ道徳的理由・根拠となっているためである。ヒエロニーミはこれらの判断を保持したままで加害者をゆるすこと、すなわち真正なゆるしの説明がいかほど困難であるかを、ノーヴツイツのゆるしの説明を批判的に検討することで示している。その考察にはゆるしの理論に必要な条件を炙り出す優

れた点があるために2.2で紹介するが、その前に彼女自身の説明を見ておこう。

まず、彼女の論文の結論部にある、ゆるしのプロセスについての要約的な言説を引用しよう。

十分な謝罪を受け入れると、人はその〔不正に伴う主張の〕脅威が過去のものだと信じてことができ、結果として自らの抗議を捨て去ることができる。しかも、その際に不正に関する自らの判断を（気にすることをやめず）捨て去ることなく、それが可能になる。その判断とは、問題の行為が不正であった、不正をなした人はそのようなことをすべきでないと期待されている〔不正をなした人は責任ある行為者である〕、そしてその人はそのような扱いをされるべきではないということである。(Hieronymi 2001: 552)

先に挙げた3つの判断に加え、ここには「〔不正に伴う〕脅威」という新たな要素が現れている。ヒエロニーミは、ゆるしの鍵となるのは、3つの判断から導出される「問題とされる出来事〔なされた不正〕は脅威となる主張を含んでいる」(Hieronymi 2001: 548)という第4の判断だと言う。責任ある行為者がある人に不正を加える（かつ謝罪や償い、罰などが無い）という事実には、「あなたがこのように扱われる〔不正を被る〕ことはあっていいことであり、そのような扱いは許容可能だ」という主張が含まれている(Hieronymi 2001: 546)。この主張に抗議しないことは、あなたがこの主張を受け入れることであり、かつ不正をなした人が責任ある行為者であることにより、その主張の容認はあなたにとって道徳的な脅威となる。対して、抗議としての怒りはこの主張を否認することであり、「怒りは、現在なお脅威として存続する過去の行為に抗議する」⁶ことなのである(Hieronymi 2001: 546)。

抗議としての怒りは先の3つの判断が成立していてこそ妥当とみなされる。というのは、行為が不正でなければそれは脅威となる主張をもたないだろうし、行為者に責任能力がない（もしくはそのように見下される）のであれば、不正に伴う主張は脅威とならない。さらには、自身が（現実的にはありえないことだが）不正を受けるに値する身分をもつのであれば、主張に抗議する必要がないためである(Hieronymi 2001: 547)。ここから、ゆるしの対象となる怒りの根本には、被害者の道徳的身分を否定する脅威があることがわかるだろう。

ゆるしとは、謝罪などの結果、「この種の脅威が解消された」という判断によって自らの怒りを鎮めることだと理解できる。ここでもうひとつ重要な鍵となっているのは、行為の意義(significance)である。謝罪を受けたとしても、過去の行為が不正であったことは変わらない。とはいえ、その不正に含意される主張を変更するという形で、謝罪は行為の意義を変更することができる。心からの謝罪には、被害者の怒りを支える3つの判断が正しいことを加害者自身が認め、それにコミットすることを必要とする。これによって過去の不

正に含まれる脅威となる主張が取り除かれれば(そして被害者がそれを認識し承認すれば), そこには怒りを維持する理由はなくなり, ここにゆるしが成立するのである。

さて, このようなゆるしの説明にはどのようなメリットがあり, どの点で他の理論に勝るのであろうか。2.2ではヒエロニーミのノーヴィッツ批判を見ることで, この点を確認したい。

2.2. ノーヴィッツの同情説

先の3つの判断を保持しつつゆるしの成立を可能にする説明として, ヒエロニーミはD・ノーヴィッツの理論を取り上げる。彼の理論の中心にあるのは同情(compassion)であり, それゆえに彼の立場は同情説と呼ぶことができる。以下では, ヒエロニーミの説明を参考にしつつ, 彼の主張をまず紹介し, 彼のゆるしの説明において先の3つの判断が否定されていない, すなわち彼の説明が「妥協なきゆるし」の説明となっている点を確認しよう⁸。

さて, ノーヴィッツによれば, ゆるしにおいて怒りを消去するために中心的な役割を果たすのは憐み(pity)もしくは同情である。これらは, 不正をなした側の「行為者としての視点」を同感的(empathetic)に, 言い換えるならば立場交換によって理解することで可能になる。したがって, 加害者をゆるすためには「想像の上で相手の状況に自分を置いてそれを理解することで, 見方を変える」ことが必要になる。そして, 見方の変更が「自身の情緒的生活の一部として安定」すると, 「あなたになされた不正や危害を理由に怒りや腹立ちを感じ続けることは概念的にも心理的にも不可能になる」(Novitz 1998: 311, cf. Hieronymi 2001: 531-2)。ここで立場交換によって理解されるのは「[加害者の]動機づけ, 誘因, そして自責の念」だとされている(Novitz 1998: 311)。

彼女の分析によれば, ノーヴィッツの説では, なされた不正に対する見方を変えること, 判断を変えることによってゆるしが実現される。この点で, 彼の理論はヒエロニーミの要求する明示化による説明となっている。また, これによって彼の理論は, 真正ではないゆるし(見かけ上のゆるし)と真正なゆるしとを区別できるとされる(Hieronymi 2001: 532)。この点はヒエロニーミによって分析, 解説されているので, 彼女の要約にしたがって以下で簡単に確認する。

例えば, 真正なゆるしは, 報復欲求の充足とは区別される。不正をなした人の心からの謝罪により相手の後悔の深さと苦しみを知ることによって人は怒りをおさめることがあるだろう。しかし, それが単にゆるし手の報復欲求が満たされたためだけ, 腹の虫がおさまっただけであるなら, それはゆるしとはみなされない(ibid.)。また, 加害者の後悔や苦しみによって被害者の内に憐みが生じる, すなわち被害者が加害者を可哀想だと思うことで怒りをおさめることもゆるしとはみなされない。というのは, 憐みは怒りを押しのけたに過ぎず, 取り去ったとはいえないためである。これは怒りを一時的に忘れることでしかない(Hieronymi 2001: 533, cf. Novitz 1998: 308)。

ゆるしが真正なものになるには、単に一時的な感傷によって怒りをしずめるのではなく、加害者の行為者としての視点と自責の念の理解という認知的な過程が必要である。さらには、このように立場交換として解される同情が時間をかけて怒りの根を揺るがし、最終的に置き換わらなければならない(Hieronymi 2001: 533)。ここで「時間をかけて」とするのは⁹、ノーヴィッツがゆるしは意志による単一の行いによってなされるものではないとしているためである(Hieronymi 2001: 533, cf. Novitz 1998: 308)。ゆるしには理解が必要で、それには時間がかかる。そのため、ゆるしにはそれに先立って理解を求めるという作業が必要になるとされる(ibid.)。

ここで、ヒエロニーミはノーヴィッツの「同情」の二義性を指摘し、分析している(Hieronymi 2001: 533-4)。ひとつは、想像上の立場交換によって相手の行為の視点、動機を理解するという意味での「同情」である。しかし、単に加害者の動機を理解することは怒りの消去の十分条件ではない。逆に、加害者の動機的身勝手さや残酷さを知ることでかえって怒りが増幅される事例もあり、この点はノーヴィッツも認めている(Novitz 1998: 311)。ゆえに、ここには怒りの安定的な消去のためにもうひとつの過程が必要となる。それは、加害者が後悔し自身の不正に対してもつ心の痛みを、ゆるし手が感じることである。この同感的な同情へとシフトすることで(またそのような理解がゆるし手の心に統合されることで)、ノーヴィッツの説でのゆるしが達成されることになる。

以上がノーヴィッツ説の概略だが、ヒエロニーミはこの説明は明示化による説明ではあるが、不十分なものと批判する。彼女はこの批判によって自身とノーヴィッツ説との違いおよび、完全な明示化が必要な根拠を示しているのだが、その前にノーヴィッツの説明が彼女の要求する「妥協なきゆるし」の説明になっているかどうかを確認しておこう。彼女はこの点を詳しく説明していないが、ゆるしが妥協のないものにするアプローチのひとつとして、これを見ておくことは有益だろう。

さて、ヒエロニーミが真正なゆるしの説明に要求する課題、すなわちゆるしに必要な3つの判断を放棄することなしに怒りをおさめることが難題であるのは、これらの判断が怒りと強く結びついているためである。ヒエロニーミのように第4の判断を導出できなければ、この怒りに合理的に対応することは困難である。この判断と怒りとの合理的・道徳的(そして心理的)結びつきこそが、ゆるしの説明のゴルディアスの結び目なのである。

ノーヴィッツの説がこの課題への解答候補となりえるのは、怒りの消去を合理性ではなく、感情の力学に求めるためである。彼の考えでは、同情から生じる感情が怒りを押しのけることで、そして立場交換による理解がそれを安定させることで怒りの消去が可能になる。ここでヒエロニーミの3つの判断は単に感情がそれに抵触しないだけでなく、ノーヴィッツ説においてもゆるしの過程において本質的な役割を果たしていると言えよう。というのは、不正をなした人が自らの行いが不正であること、そして自らが責任ある行為者であると認めること、さらに被害者はそのような扱いを受けるに値しない人格であると認識を改めることは、ゆるしの前段階である謝罪が心からのものであるための(そしてゆるしの第

一段階である行為者視点の理解の) 必要条件であると考えられるためである。加えて、これらの判断を加害者、被害者双方が承認することなしには、加害者の後悔とその苦しみは生じないだろうし、それに対する同感的同情と、その結果としての怒りの安定的消去も不可能であろう。

このように、ノーヴィッツの説は「妥協のないゆるし」の説明となっている。しかし、それが「不完全」だとするのはどのような理由なのだろうか。2.3では、ヒエロニーミが指摘するノーヴィッツ説の問題点を確認していきたい。

2.3. ノーヴィッツの問題点

ヒエロニーミによれば、ノーヴィッツ説は2つの誤りのために、完全な明示化ができていない。その誤りとは、ひとつは怒りという感情の本性を捉え損ねていることであり、もうひとつは、結果として説明の対象を誤認している、言い換えるならゆるしを憐みと混同しているというものである。これらの誤りの問題点は、立場交換的な理解(同情)がなされているにもかかわらず怒りが消去されないという事例に見出すことができる。ヒエロニーミは、このような事例の原因は、ゆるし手の側の感情の強さ、すなわち怒りや不正による痛みのためであるとノーヴィッツの考えを解釈しているが(Hieronymi 2001: 534)、ここに感情の力学によるゆるしの説明の問題点が端的に現れていると言えよう。すなわち、同情や憐みのもつ感情の力には、達成されるべきゆるしとの合理的関係がないために、同情とゆるしとの関係が偶然的なものにとどまってしまうというのが、ノーヴィッツ説の最大の問題点なのである(Hieronymi 2001: 543)。ヒエロニーミの批判を見た後に再度触れるが、この関係の偶然性はノーヴィッツ説が規範理論として抱える問題点にもなっている。

それではヒエロニーミの指摘する2つの誤りを詳しく確認したい。まず怒りの本性についての考察だが、彼女は怒りという感情がもつ判断反応性(judgement-sensitivity)を低く見積りすぎていると指摘する(Hieronymi 2001: 535)。ノーヴィッツが感情を意志によってコントロールできないものと捉えている点は先に触れたが、彼女によれば、怒りはそれを正当化する理由に支えられており、その理由がなくなれば怒りもまた消失するはずである。このように考えるなら、判断の変更によって怒りを理性的に消失させることは十分可能なのだが、ノーヴィッツは同情という感情の力にゆるしを依拠させ、感情の判断反応性を無視している。彼は怒りという感情の考察が不十分であるために、感情の力学という不明瞭な方策に訴えざるをえなかったと言える。そして感情の力学のもつ不確定さは明示化の不十分さを示しているのである。

ノーヴィッツの考える同情が明示化の点で不十分なのは、感情の力学に依拠しているだけではない。ヒエロニーミの分析によれば、立場交換という思考法そのものに、怒りの消去というゆるしの本質的特徴との距離がある。立場交換によって加害者の動機や傾向性を知るとは必ずしも怒りを消去することにはつながらず、逆にかえって怒りを増幅させる場合もある。というのは、(これは彼女の洞察のひとつだと言えようが) 不正をなした人に

対してわれわれが反応的な怒りを感じることに、そもそも行為者の視点（その行為が特定の理由から生じた行為であること）が必要だからである(Hieronymi 2001: 537)。単に動機を知るという意味での立場交換のみでは、ゆるしは生じない¹⁰。

ここにきて、同情による怒りの消去には実践的な困難が含まれることに気づかされる。立場交換による加害者側の行為者視点の理解には、怒りの要請という、ゆるしの特徴である怒りの消去と相容れない特徴が備わっている。それゆえに、同情によって怒りの感情を消去するためには、怒りを生み出している自身の行為者の視点、すなわち被害者としての行為理解を捨てなければならない(Hieronymi 2001: 538)。もしここで自身の道徳的身分を否定することでこれを行うなら、そのゆるしは妥協されたものになる。また、妥協しないゆるしを行うには、自身の視点と加害者の視点という2人の視点を1人の人間が同時に備える必要が生じる。これは実践的に難しいことのように思われる。いくら加害者の動機を理解して怒りをおさめようとしたところで、自身の視点に戻った瞬間に、自身の行為者としての視点は相手の怒りを要請するためである(ibid.)。

ヒエロニーミは最終的に、立場交換による同情はゆるしの十分条件でないだけでなく、必要条件ですらないと主張する。加害者が自身の行為者視点を失った事例、すなわち「なぜあのようなことをしたのか自分自身理解できない」と加害者が真摯に申し出るような場合に、被害者が加害者の心からの謝罪に対してゆるしを与える際、ここにはそもそも行為者の視点が介在していないとヒエロニーミは言う(ibid.)。もしこの事例が正しければ、相手の行為者の視点や行為の動機を理解すること、さらには相手の後悔の苦しみを理解することさえ、ゆるしには必要ではないということになるだろう。

次いで、ノーヴィッツの2つめの誤りに話を進めよう。これは、彼の説明において明示化が不十分なゆえに、ゆるしがゆるしでないもの、すなわち「ゆるしの用意(readiness-to-forgive)」と混同されているという批判である。同情することがゆるしの必要条件でも十分条件でもでない以上、彼のゆるしの説明は対象を逸していることになる。ヒエロニーミはこのことの原因を、相手への害意を含意する悪意(malice)と怒りとの混同に見てとる。彼女の考察によれば、同情や愛は悪意と両立しえない場合があるが、怒りとは両立可能である。というのは、われわれがなされた不正に対して激しく怒るのは、相手が自分にとって大切な関係にある場合がもつぱらだからである。「われわれが加害者を気遣うほど、加害者が自分にとって重要なほど、われわれはより強い怒りを感じがちである」(Hieronymi 2001: 539)。われわれが家族や友人の不正に対して怒りを覚えるとき、われわれは相手が苦しむことを必ずしも望んでいない。しかしながら、怒りはゆるしとは両立不可能である。というのは、怒りの消去はゆるしの必要条件だからである。

このように考えるなら、相手に対して同情することは、それと両立しない悪意を含意するものの、怒りを含意するとまでは言えない。そこで、ヒエロニーミは、同情や愛をゆるしではなく、「ゆるしの用意」と位置づけ両者を区別することを提案する。また、これにより、同情を抱いてゆるす用意ができていく段階と、怒りを消去してゆるす段階とにゆるし

の過程を分析する。この区別をできていない点でノーヴィッツの説は、ゆるしではなく、同情についての明示化にとどまっているというわけである。

ヒエロニーミがゆるしの完全な明示化を要求するのは、明示化されないゆるしの説明は、ゆるしを容易に妥協せしめるためである。妥協してゆるすということは、不正を不正と認めず大目に見るか、加害者もしくは被害者自身を責任ある、価値ある人物として尊重しないことを意味する。この時、「人が自らの怒りや腹立ちを捨て去ることがなぜできるのかを説明することができない限り、腹を立てたり怒ったりするのをやめることは単にケアするのをやめるという解釈へと陥る」のである(Hieronymi 2001: 541)。

明示化されない、同情によるゆるしにはこの種の危険が潜んでいる。例えば、あなたのパートナーがあなたに嘘をついて異性の同僚と2人きりで食事に行っただしよう¹¹。パートナーは自らの不正を認めず、責任を誤魔化そうとする。このような状況であなたはパートナーに怒りを表明する。そして、(この想定はヒエロニーミの例にはないのだが)パートナーはあなたの怒りにすっかりしょげかえって、気落ちしてしまうが、一向に謝ろうとはしない。加えて、あなたはパートナーとして相手の性格と、動機と、現在の苦しみの心境とを十分に理解しているとしよう。この時、2人に共通の友人が「今の状況ではあなたも苦しいでしょうし、相手も可哀想だよね。ゆるしてあげたらどう？」とあなたに助言するとする。これは同情によるゆるしとしてよくある事例に思われるのだが、この助言がいかに問題あるものかは明らかであろう。この助言は、不正をないがしろにし、パートナーの立場を貶め、あなたの被った苦しみを低く見積りすぎている。謝罪がなくても、加害者に同情することは可能である。しかし、それはゆるすことではなく、またそれをゆるしと見なすことは道徳的に不正でありうる。同情によって、明示化されないままゆるしを説明することには、このような問題が伴うのである。

同情説の抱える根本的な問題は、同情によって怒りを消失させる過程がブラックボックスになっているという点である。立場交換による加害者の行為の視点の理解と加害者からの謝罪があるにもかかわらずゆるしがなされないという状況を、ノーヴィッツは説明できない(Hieronymi 2001: 544)。この点は、ヒエロニーミが考察していない、ゆるしの倫理学に関わる問題点を示唆している。それは、彼女のゆるしの条件には規範性があるのに対して、ノーヴィッツ説にはそれがない(もしくは機能する余地がない)ということである。ゆるしの倫理学の視点をふまえた時、両者にあるもっとも重要な違いは、前者はゆるしの道徳心理学的な説明にとどまるのに対し、後者のそれは、心理学的な説明であると同時に規範的な説明でもありうるという点にある。前者は、実質的にゆるしが成立したことを説明する事実的判定基準である。したがって、正当なゆるしの判定は常に実際のゆるしの判定と同期しており、ゆるしの規範的条件が成立しているにもかかわらず、実際の心理状態がその条件を満たさないという状況は原理的にありえない。また、そのような状況で「相手をゆるすべき」という道徳的指令を発する(またそれを義務とする)こともない。それに対してヒエロニーミの説では、規範的条件と事実的状况とがずれる可能性がある。この

差異は規範的理論として後者が優っている点だと言えらる。

ヒエロニーミの批判が正しいかどうかは、怒りについての道徳心理学の評価に大きく依拠するように思われる。そしてその判定には、怒りがどこまでわれわれの合理性に従うかという心理学的事実の解明が必要だろう。しかしながら、両者の理論を規範理論として見た場合に、その差は明確に現れる。ヒエロニーミによる怒りやゆるしの分析は、ゆるしの説明が規範理論として機能するために重要な役割を果たしている。

2.4. ノーヴィッツ批判から得られる示唆：ゆるしの理論に必要なもの

ヒエロニーミは、同情説の抱えるブラックボックスを、怒りを正当化する判断と、謝罪によって明らかになる、加害者側の見解の変化との関係から説明する。すなわち、怒りは彼女が掲げる3つの判断と、そこから導出される「不正が被害者にとっての脅威である」という判断によって正当化される。その一方で、謝罪は3つの判断にコミットした上で、第4の判断を訂正することによって成立する。この判断間の整合性によって、ヒエロニーミはゆるしの成立を明示化する。

このようなヒエロニーミの議論から示唆される、ゆるしの理論が満たすべき条件は次の3点にまとめられる。

1. ゆるしの理論は適切な心理学的事実に基づいていなければならない。そのためには、ゆるしに関わる心理状態、とりわけ怒りの道徳哲学的・心理学的考察が必要である。
2. ゆるしの理論は、真正なゆるしを他の現象・行為と適切に区別できなければならない。また、それによって真正なゆるしが可能になる指針を示さなければならない。加えて、これらの条件はゆるしのノウハウとは区別されなければならない。
3. ゆるしの理論はなぜ2が必要かを説明できなければならない。すなわち、ゆるしの適正な目的、もしくはゆるしを真正に行う動機づけを提示しなければならない。もしくは真正でないゆるしをすることの問題点を示さなければならない。

これらの示唆対して、ゆるしの関係性説の立場からどのような回答を提出しうるかについて、そのすべてを詳細に検討することはここではできない。特に、2については、ゆるしと区別されるべき現象とその特徴を詳しく説明することが必要だろう。また2についての考察を含む3についても同様である。これらの考察については紙幅の関係以上に、著者自身の研究の不足のために、稿を改めるものとする。そこで次節では、非難の撤回としてのゆるしを関係性説はどのように捉えるか、そのゆるしはヒエロニーミの主張する「妥協なきゆるし」となりうるか、そしてそのゆるしは十分に明示化されうるかに論点を絞って検討する。そしておそらくその検討は十分なものとは言えないだろうが、そこからゆるしを非難の関係性説から捉える際の課題が浮き彫りなることは今後の課題を認識するためにも有益だと考えられる。

3. 非難の関係性説からゆるしを考える

3.1. スキャンロンの非難の関係性説¹²

本節では、非難の哲学のなかでも著者が「関係性説」と呼ぶ理論から、ヒエロニーミの議論がどのように見えるのかを考察する。ヒューズとウォームケが示すように、これまでのゆるしの哲学・倫理学は怒りや罰を主題として扱ってきた。とはいえ、ヒエロニーミ自身の怒りの理解から読み取られるように、ゆるしの文脈で扱われる「怒り」を、ストローソン流の反応的心情におけるそれと同一視することにそれほど大きな異論はないと考えられる。このように考えられるのなら、ゆるしの理論の中心にある怒りを「非難」と読み替えることには一定の妥当性があるように思われる。そして、この読み替えが可能であるのなら、ゆるしを非難の関係性説の観点から考察することには、ゆるしの哲学・倫理学に対する大きな貢献が見込まれる。

とはいえ、非難の関係性説からゆるしを捉えることには、一見した大きな問題があることをまずもって注記したい。それは、ヒューズとウォームケが指摘するように、関係の修復としての和解はゆるしの必要条件でも十分条件でもないことである(Hughes and Warmke 2017: sec 2.5)。以下で詳述するが、関係性説では、非難は関係のあり方の変更という仕方では捉えられる。そして著者の理解する限り、関係性説における非難は関係のなかでこそ意義をもちうるし、その意図した機能が発揮される。しかしここで関係（の修復）がゆるしの条件に概念的にかかわらなくなると、ゆるしは関係性説はゆるしの本質を扱うことができないように見える。そうすると、ゆるしの一般的理論は、やはり怒りに代表される感情を扱うものであり、関係による非難とそのゆるしは、否定的感情との関連により派生的に扱われるものに過ぎないということになりそうである。

ゆるしは関係性説と著者が名づける立場にはこのような大きな困難がある。この問題には、ゆるしという実践の範囲をどのように捉えるか（「ゆるしとはどのような営みか」）という、ゆるしの哲学の核心的な問いが関わるため、本論文では十分に扱うことはできない。とはいえ、以下で展開する T・スキャンロンの議論を踏まえて、検討の途中で回答の端緒を示すことはできるだろう。

さて、スキャンロンは 2008 年の著書『道徳の次元』(Scanlon 2008)において、人々の間に成立する関係に基づいて非難を説明した。彼の理論の特徴は、関係というものを関係者が相互に抱き合う意図と期待と捉え、行為者の意図が相手の期待に反した場合の反応を非難と考えたところにある。紙幅の関係から理論の詳細は佐々木 2019 および 2020b, 2021(forthcoming)を参照することとし、先述したゆるしの論点に関わる部分のみを簡単に確認する。

まずはスキャンロンによる非難の捉え方である。非難の哲学においては、非難することは 2 つの部分に区別される。ひとつは、ある行為を「非難に値する」と判断することであり、もうひとつは実際に非難することである。スキャンロン説の場合、これらが関係を参

照することでなされる。すなわち、「ある人物はある行為のために非難に値すると主張することは、その行為には他者に向けられた行為者の特定の態度¹³を表しており、その行為が他者と行為者がとりうる関係を棄損していると主張することである」であり、「ある人物を非難すること」はこの判断に基づいた上で、またこの判断が適切とする仕方では「行為者と自分の関係を修正すべきだと考えること」とされる(Scanlon: 2008: 128-9, cf. op.cit.: 185-6, Scanlon: 2013: 89)。

ここでは非難は関係の修正、変更と捉えられるわけだが、重要となるのは「関係」の理解である。スキャンロンは「関係」概念を独自の仕方では捉えており、この「関係」概念の明示化と呼ぶことができる捉え方こそが、ヒエロニーミの「妥協なきゆるしの明示化」という課題にスキャンロン説で応じる鍵となっている。彼によれば、「関係は、われわれが自らの行為と態度に対して互いにもちあう一連の意図と期待」であるとともに、「その種に属する個別の関係が存続する条件と、そのような関係にある者が理想的な意味で互いにもちあうべき態度と意図とを特定する」規範的概念でもある(Scanlon: 2013, p. 86)。

この関係の捉え方は、関係が成立・存続する事実と関係に内在する規範の双方を的確に説明している。われわれが他者と何らかの関係を自覚する際、そこにまずあるのは相手の態度や意図、感情、それらに引き続く行為についての期待であり、また相手に対して同じような態度や行為を示す意図であろう。実際に双方が意図と期待を共有することでわれわれは他者との関係を認識するのである。しかし、われわれが単に相互的に意図と期待を持ち合うことのみで関係は成立しない。われわれの意図と期待はうつつろいやすいため、それらを統制する規範が必要である。われわれは関係の種類に適した仕方では、関係にある以上遵守すべき規範をもつ。そしてそれは、双方が事実として持ち合う期待と意図に対応するとするのが自然である。関係者はこの規範に訴えることで、すなわち互いに期待される態度と行為を示し合うことで関係が良好であることを認識し、また、規範と実際の意図・期待とがズレることで、関係がうまくいっていないこと、関係が傷つけられることを知る。

この関係観に基づいて批判を捉え直すなら、非難とは、関係のなかで自ら維持してきた意図と期待とを変更すること、端的に言うなら、その関係で規範として求められている意図や期待をもつのをやめることである。例えば、「一日の終わりに必ず電話で話をする」という恋人関係を考えてみよう。ここで恋人である2人(AとBとする)はお互いに、一日が終わる際相手が電話をしてくれるという期待を抱いている、もしくは自分で相手に電話をするという意図をもっている。この意図と期待を実際に持ち合う限りで2人の関係は良好だと言うことにしよう(実際には恋人関係が存続したり、うまくいったりするためには他の多くの複雑な規範が存在するだろう)。ここである日、Aが仕事に追われて電話をかけない、もしくは電話に出なかったとしよう。この振る舞いは、恋人間にある規範に違反しているため、Aは「非難に値する」と判断される。そしてその違反が深刻なものである場合には、それを根拠にBは自らの意図もしくは期待を変更することでAを非難する。具体

的には、例えば、自分からはAに電話をすることをやめたり、Aから電話が来ることをもはや期待しない（実際Aから電話がこなかったとしてもそれ残念に思わない）という形で意図や期待を変更することが挙げられる。これはそれまでの関係の規範に違反した行為であるにもかかわらず、Bがそれゆえに非難に値しないのは、Aによる規範への違反が、Bの不遵守を正当化するためである。

ここで「一日の終わりに必ず電話で話をする」という規範は、Aの行為が非難に値するものであることを示す基準となっているとともに、(恋人同士にある規範の相互性という条件も加わることで) BがAの行為にどのような対応をすべきかの指針をも与えている。また、この規範は、Aによる違反という事実によって、Bが自身の意図と期待を変更することの正当化をも与えている。これが関係を構成する規範のもつ規範性である。以上の点から、関係を構成している規範が十分に明確である限り、関係性説における非難は明示化されていると言える。すなわち、関係性説においては、人は当の関係においてなぜ非難されるか、なぜ非難するか、そしてなぜそれらが正しいのかを関係の規範に照らして知ることができるのである。

とはいえ、関係を構成する規範への違反は即座に非難されるわけではない。非難を決定するのは、スキャンロンが「行為の意味(意義)」と呼ぶものである。行為の意味とは「ある行為がなされた理由と行為の受け手が行為者に対してもつ関係を前提した上で、行為の受け手がその行為に割り当てるべき意義(significance)」である(Scanlon 2008: 54)。この意義は、より詳しくは、(1)基盤となる関係の種類とその意義、(2)非難する側の立場、(3)関係の毀損のもつ意義(行為の理由・意図および結果が関係に与える影響)の3つの変数による関数によって示される(cf. Scanlon 2008: 138)。先の例で言うなら、非難をするかどうか、またどのようにするかはまず当の恋人関係の意義に大きく左右されるだろう。2人の立場に差がなければ、Bはその関係がどれだけ自分にとって重要かによって非難のあり方を考えることになる。現在の関係のあり方を重視するなら、意図と期待の変更によって相手の謝罪を待つということが典型的かもしれないが、現状での関係のあり方がそれほど重要でなければ、「一日の終わりに必ず電話で話をする」という規範を放棄して、関係自体を見直すこともありうる。また、個別の規範ではなく恋人関係そのものの重要度が大きすぎる場合には、非難をせず(すなわち、引き続き電話をかけ、電話が来ることを期待し続け)、今回の違反を大目に見るということもあるかもしれない。さらに、規範への違反が2人の関係に与える影響も重要だろう。毎日の会話が(例えば遠距離恋愛などの理由で)恋人関係の核心にある場合には、その影響に見合うのであれば相手を強く罵ると言った強い非難もゆるされるかもしれない。以上のように、非難(とその様態)を決定するのは複数の要因のもつ意義の組み合わせである。したがって、ある行為や態度を実際に非難するかどうかは、個別の状況に大きく左右され、一般的な回答を与えることはできない。しかしながら、以上の3つの変数を、少なくとも関係者本人が測れるのであれば、それを明示化

することも可能であろう。

3.2. ゆるしの関係性説

それでは、今述べた非難の関係性説にもとづいて「ゆるし」という現象を捉えることで、ゆるしの関係性説と呼べるような理論の概略を描いてみたい。このテーマについては掘り下げが十分とは言えず、今後の研究でより精緻な（明示化された）説明を探求していくつもりだが、管見の限りその可能性が示唆されてもいない（特に我が国での）現状では、このようなスケッチの提示にもそれなりの意義があるように思われる。

さて、前節の終わりで確認したが、以下で示したいのは以下の3点である。(1)関係性の観点からゆるしはどのように捉えられるか、(2)関係に基づくゆるしが「妥協なきゆるし」となりうるか、(3)関係に基づくゆるしは十分に明示化されるか。これらを順に確認していこう。

まず(1)について、非難の哲学の観点からは、ゆるしは怒りの消去というよりも非難の撤回として捉えられる。そして関係性説に基づくなら、非難の撤回とは、第一に関係の修復を意味する。これは、行為者の関係を傷つける行為に反応して修正した意図や期待を、従来の規範に従うように再修正することである。この際、「非難に値する」という判断が「行為者」についての判断であり、またその行為が非難に値するのは、「他者に向けられた行為者の特定の態度」のためであるという点に注目することが重要である。ある行為のために行為者が非難に値するのは、その行為のもつ意味のためであり、行為の意味においてとりわけ重要なのは行為者の意図と理由だからである(cf. 佐々木 2021)。したがって、ゆるしをもたらし謝罪において重要なのは行為者の態度であり、問題となっている規範を遵守しようという行為者の意図をゆるし手が期待できるようになる限りで、その謝罪は心からのものだともみなすことができる。これは従来のゆるしの理論のプロセスに沿うゆるしの理解だと言えよう。

とはいえ、関係に基づく非難が消失するのは関係の修復に限定されない。関係性説において非難を基礎づけているのは関係を構成する規範である。したがって、その規範自体を修正するか、または関係自体を放棄することで人は非難をやめることができる。実は、ここに関係の修復を要件としないゆるしの可能性が示されるのだが、怒りの消去を中心とした従来のゆるしの理解からはこのような実践は若干奇異なものに映るかもしれない。というのは、特に関係自体の放棄による非難の撤回には、怒りの根拠としてヒエロニーミが重視する「相手をケアする」という態度が欠けているためである(cf. Hieronymi 2001: 541)。とはいえ、関係を構成する規範の見直しにより、関係を維持しつつ非難を撤回するというあり方には、不正への対応をめぐるわれわれの道徳的实践について重要な示唆を与える可能性を見出すことができる。例えば、ゆるしの哲学のトピックのひとつであり、また非難の哲学の重要なトピックでありうる依存症の問題がそれである¹⁴。

さて、このように捉えられる「ゆるし」はヒエロニーミが主張する「妥協なきゆるし」

となっているだろうか。これを支えている3つの判断について、ひとつずつ確認していきたい。まずは行為が不正であることの承認である。関係性説において非難する側がゆるす際、ゆるし手は「その行為のゆえに行為者が非難に値する」という判断を訂正する必要はない。非難をするかどうか、ひいては非難を継続するかどうかは、関係を構成する規範ではなく、行為の意味に依存するためである。したがって、関係を傷つける行為の意味を小さくする、例えば行為の意図や結果が関係に与える影響を小さくすることによって、非難を維持する理由をなくすことが可能になる。このような見方は、ヒエロニーミが謝罪によって過去の不正の意義を修正することで、「不正が脅威であること」という第4の判断を修正する過程と一致する(Hieronymi 2001: 547)。関係を傷つける行為の意義は事後に修正することが可能なのである。

次いで、加害者は責任ある行為者であるという第2の判断である。この判断については「責任ある行為者」の条件をめぐる議論の余地があるものの、スキャンロンの責任論の観点からはこの判断を維持できると言える。というのは、彼によれば、行為者が特定の意図・理由から行為することこそが行為者が非難に値するための条件であり、行為に責任を負うことの意味だからである(Scanlon 2008: 180)。したがって、行為が特定の理由から生じ、それゆえに行為者が非難に値するとみなされる時点で、加害者の行為者性は認められているわけだが、今述べたように非難の実践はこれと独立している。また、加害者が自身の行為の理由・意図を認識することは、相手の態度の変更が非難であることを認識する条件でもある。以上から、関係性説的なゆるしにおいてもこの判断は保持しうる。

最後に、被害者は不正を受けるに値しない道徳的身分をもつという第3の判断である。とりわけ関係そのものもつ意義が大きい場合に、関係を傷つける行為を大目に見たり、泣き寝入りをしたりすることで非難を解消するという事態が、関係性説には見込まれる。しかしながら、このような事例の存在が関係性説において第3の判断の保持を不可能にするわけではない。例えば、A・スマスはヒエロニーミを参照しつつ非難を抗議として捉えた上で、スキャンロンとは別個の関係性説を構築している(Smith 2013)。関係の変更は非難の条件ではあるが、それがそのままゆるしの条件になる必要はない。スキャンロンは明言していないものの、第3の判断を保持すべく関係性説に何らかの条件を外挿することは理論展開の選択肢として残るはずである。泣き寝入りや大目に見るといった事例は「妥協したゆるし」として真正なゆるしと区別することは十分可能である。

以上により、関係性説からゆるしの説明が「妥協なきゆるし」でありうる可能性が示された。残るは明示化の問題である。しかしながら、この点については3.1の終わりにすでに述べている。すなわち、非難の営みは、関係を構成している規範が十分に明確である限り、明示化されていると言えるし、その非難の撤回としてのゆるしは、「**基盤となる関係の種類とその意義**×**非難する側の立場**×**関係の毀損のもつ意義**」という関数の変数を少なくとも関係者本人が測れるのであれば明示化されていると言える。非難およびゆるしを決定する行為の意味は、関係の種類やゆるし手(非難する側)の立場によって変化する、

評価者相対的なものである。とはいえ、これは当人にとって行為の意味の大きさを測ることの原理的な妨げとはならない。当人にとっては、行為の意味は十分明示化されうるものなのである。

もし明示化の点で関係性説とヒエロニーミ説とを比較するなら、もしかすると謝罪とゆるしとの関係において前者が優位に立つかもしれない。というのは、前者においては心からの謝罪をゆるし手が加害者の意図について抱く期待という観点から、ある程度客観的に評価できるのに対して、後者のヒエロニーミ説では謝罪と第4の判断との関係、すなわち謝罪がなされた不正の脅威を消去するかどうかやや不明瞭に思われるためである。もし両者の考えがともに行為の意味の変更に依拠するのであれば、行為の意味をより詳細に検討しているスキャンロンの考えに軍配があがるだろう。

以上で、関係性の観点からのゆるしの捉え方、関係に基づくゆるしが「妥協なきゆるし」となりうること、そして関係に基づくゆるしが十分に明示化されている点が確認された。

おわりに

本論文の最後に、本論文では検討できなかったものの、ゆるしと関係性説を展開するメリットをいくつか挙げておきたい。ひとつは、明示化の可能性についてである。なされた不正や関係を傷つけた行為の意味を謝罪によって変更することでゆるし手の心理的狀態を変化させるという戦略は、ヒエロニーミと関係性説に共通のものである。著者の印象では、この戦略はゆるしの説明の明示化の核になっているように思われる。ならば、行為の意味をスキャンロンの議論を基礎に展開させることで、より明示的なゆるしの説明法を探ることが可能になるかもしれない。

もうひとつは、ゆるしの対象についてである。ゆるしははたして、怒りを代表とする否定的感情への対応に限定されるものだろうか。なされた不正に対して適切な反応は必ずしも怒りに限らない。態度や期待の変更を示すことで相手を責めることも、状況や文脈によってはりっぱなゆるしの対象だと言えるだろう。このことは、ゆるしと関係性説が複数の感情説に共通の説明基盤を与えうることを示唆している。とりわけ、拡張的感情説が主張する憎しみ、嫌悪、無関心、失望、悲しみといった感情の消去を過剰な要求と捉えることなく、ゆるしの実践のなかに位置づけることを可能にするかもしれない。

最後に、ゆるしがもつ道徳的身分についてである。スキャンロン以前の非難の哲学・倫理学では、「非難」とは主として道徳的非難を指すものという共通理解があったように思われる。これに対してスキャンロンは、道徳的というよりはむしろ、私的な、個別的な関係性に基づいた非難を非難の典型例とした。それによって、非難の哲学・倫理学には大きな理論的展開が生まれたわけだが、これと同じことがゆるしの哲学・倫理学にも当てはまるかもしれない。著者によるサーベイがまだまだ不十分であることは否めないが、私的なゆるしの中で軽視される理由はなく、また私的なゆるしもまた十分な規範的基盤が必要だ

という考えに間違いはないだろう。もしそうならば、現状ではスキャンロン流の関係性の観点からそれを考えることがもっとも有望なのではなかろうか。

ゆるしの道徳性を考える時、当然ながらスキャンロン批判の中心にある道徳的關係についての議論を再考する必要がある¹⁵。この点は現時点での考察の不足もあり本論文では論じることができなかったが、この点を難点として受け止めたとしても、ゆるしの関係性説の探求はゆるしの哲学・倫理学という学問領域に大きく貢献することは間違いないだろう。

(金沢大学人間社会学域人文学類准教授)

注

- 1 本論文では、forgiveness の訳語として平仮名の「ゆるし」を採用する。他の候補としては、「許し」「赦し」などがあるが、これらの語のもつニュアンスの違いがゆるしの理論の差異に関わるため、理論中立的な、一般的な語としては「ゆるし」とするのが今のところは妥当だと考えるためである。この点は眞嶋俊三氏よりご指摘いただいた。
- 2 ヒエロニーミの理論を(5)もしくは(6)の理論の構成要素として捉えることは十分可能だろう。
- 3 以下の引用および説明は Hughes and Warmke 2017 による。また、佐々木 2020a も参照。
- 4 [] は筆者による補足である。以下同様。
- 5 Hieronymi 2001 では、一方向的なゆるしについて一部言及があるもの(Hieronymi 2001: 552-3)、主として謝罪に引き続くゆるしに考察が自覚的に絞られている。
- 6 太字は原典におけるイタリック強調である。また本文中の傍点は筆者によるものである。以下同様。
- 7 デイヴィッド・ノーヴィッツ(1945-2001)は南アフリカ出身の美学研究者であり、ニュージーランドのカンタベリー大学の哲学科などで教鞭をとった。ヒエロニーミが扱った論文は、彼がオーストラリア哲学協会ニュージーランド支部代表就任時の講演を基にしたものである。
- 8 本論文で重視するのは、ヒエロニーミによるゆるしの分析であり、重要なのはノーヴィッツの思想そのものというよりは、彼女が彼の議論をどのように分析しているかである。よって、以下ではノーヴィッツの議論を詳細に追ひ、ヒエロニーミの解釈の是非を検討することはしない。重要なのは、彼の議論から彼女によってどのようなゆるしの特徴が取り出されているかだからである。
- 9 この点はヒエロニーミではなく著者による解釈である。
- 10 自由意志問題でしばしば議論されるように、問題となる不正が、加害者の生い立ちとそこから生み出される性格のために生じる場合もヒエロニーミは考察している。ただし、「加害者はその不正を行わないことができなかった」というような仕方に加害者への怒りをおさめることは、3つの判断のうちの2番目を否定するという妥協のもとに成り立つものだと言及する(Hieronymi 2001: 536-7)。
- 11 この事例は Hieronymi 2001: 541 の事例を改変したものである。
- 12 以下の概説については、佐々木 2019 および 2020b, 2021(forthcoming)を参照。
- 13 以下の議論に際して、スキャンロンの「態度」には意図や理由が含意されている点を注記する。
- 14 この点については佐々木 2020b を参照。

15 この問題については佐々木 2019 を参照。

参考文献

- Coates, D. J. and Tognazzini, N. A. (eds.), (2013), *BLAME: Its Nature and Norms*, Oxford University Press.
- Hieronyni, Pamela (2001), "Articulating an Uncompromising Forgiveness," *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 62, No. 3: 529-555.
- Hughes, Paul M. and Warmke, Brandon (2017), "Forgiveness," *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Summer 2017 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = <<https://plato.stanford.edu/archives/sum2017/entries/forgiveness/>>.
- Novitz, David (1998), "Forgiveness and Self-respect," *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 58, No.2: 299-315.
- 佐々木拓 (2019), 「関係に基づく非難——スキャンロンの非難の関係性理論の検討」, 『倫理学年報』第 68 集, 日本倫理学会: 233-247.
- (2020a), 「許しの哲学と倫理学—文献紹介: ポール・M・ヒューズとブランドン・ウォームケの『許し』」, 『哲学・人間学論叢』第 11 号, 金沢大学哲学・人間学研究会: 67-82.
- (2020b), 「薬物依存症者に対する適切な非難のあり方—非難の関係性観に基づく依存行動への対応」, 『心の臨床を哲学する: Philosophy of Psychiatry & Psychology』(榎原英輔, 田所重紀, 東畑剛人, 鈴木貴之編著), 新曜社: 225-243.
- (2021 forthcoming), 「行為評価と自由-非難の哲学・倫理学理論に基づく行為評価の多元性モデルの提示」, 『哲学』第 72 号.
- Scanlon, T. (2008), *Moral Dimensions: Permissibility, Meaning, Blame*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- (2013), "Interpreting Blame," in Coates and Tognazzini 2013: 84-99.
- Smith, Angela M. (2013), "Moral Blame and Moral Protest," Coates and Tognazzini (2013), pp. 27-48.
- Strawson, P. (1962), "Freedom and Resentment," *Proceedings of the British Academy*, Vol. 48: 1-25. (rpr. *Free Will*, 2nd. edition, ed. by Gary Watson, Oxford University Press, 2003: 72-93. 邦訳: P・ストローソン/法野谷俊哉訳「自由と怒り」『自由と行為の哲学』門脇俊介/町矢茂樹監訳, 春秋社, 31-80 ページ, 2010 年)
- [謝辞] 本研究は JSPS 科研費 20K00031: 基盤研究研究 (C) 課題名「規範的非難現象を基にした非難の哲学・倫理学理論の評価基盤の構築とその評価」(研究代表者: 金沢大学 佐々木拓) の助成を受けています。